

よく分かる福祉講座

～②障がい者福祉編～

町の福祉施策について、皆さんに広く知っていただくため、3回シリーズで「福祉講座」を掲載しています。

2回目は、障がい者福祉施策(障がいをお持ちの方やそのご家族への支援)について紹介します。



町

では、障がいをお持ちの方が安心して自立した生活を送れるように、各種福祉サービスを提供しています。

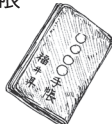
福祉サービスには、障害者手帳の取得から、医療費の助成、生活用具の支給、日常生活の支援等、さまざまなサービスがあります。それぞれのサービスの内容について、Q&A方式で紹介します。

手帳の取得について

Q 病気や事故、先天性により、身体の機能に永続的な障がいが生じたり、知的機能の制約や精神疾患が生じて困っている場合はどうすればいいですか？

A 病院で診察を受けて、障がいがあると診断された場合は、手帳を取得することをおすすめします。手帳は、心身の状態に応じて、次の3つがあります。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳(知的障がい)
- 精神障害者保健福祉手帳



手帳の取得により、さまざまな福祉サービスを利用することができます。

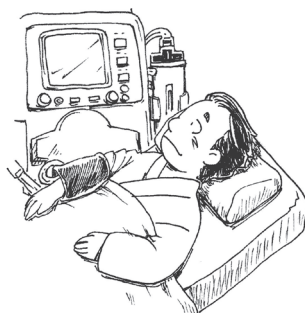
医療について

Q 障がいによって、病院に行くことが増えると、医療費の負担が心配なのですが、何か助成はありますか？

A 障がい者の健康の維持と経済的な負担を軽減するために、医療機関を受診した際にかかる医療費や薬代(保険診療分)を全額、または半額助成するサービスがあります。

かかった医療費を一度支払っていただき、原則として受診月の2か月後に口座振込みでお返しします。

Q 心臓の手術や人工透析、精神医療等、障がいによる治療で医療費が高額になり、医療費の助成を受けても立替払いが多くなって負担になります。支払額を少なくすることはできませんか？



A 心身の障がいの症状を軽減するための医療(自立支援医療)を対象として、受診の際に支払っていただく額を通常より少くするサービスがあります。

また、医療費助成を受けていれば、自己負担した医療費も後でお返しすることができます。

日常生活のための装具・用具の支給について

Q 障がい者が日常生活を快適に過ごすための補助用具等を支給するサービスはありますか？

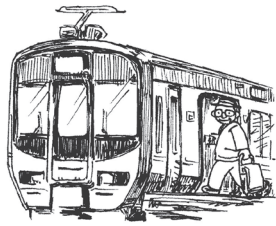


A 補聴器や車いす、義足等の障がいのある部分を補う補装具や、ストマ装具(蓄便・蓄尿袋)、入浴補助用具等、日常生活を円滑に過ごすための生活用具を給付しています。

税金の減免・減税、各種サービスの割引について

Q 障がい者を対象とした税金や交通手段に関するサービスはありますか？

A 障がいの程度により、税金の控除や自動車税・自動車取得税等の減免が受けられます。また、タクシー、バス、電車、航空運賃、高速道路通行料の割引があります。その他、NHK受信料等の免除があります。



手当等について

Q 障がい者を対象に支給される手当はありますか？

A 手帳をお持ちの方を対象に、その種別や程度、年齢に応じて各種手当が支給されます。

日常生活を支援するサービスについて

Q 自宅での生活や周囲の活動、施設での居住等の生活を支援するサービスはありますか？

A 障がい者の自立した生活を支え、本人や家族の抱える課題を解決するために、さまざまな支援をしています。サービスの利用にあたっては、本人や家族の希望を伺いながら、障がいの程度や状況を踏まえて、適切なサービスを提供します。

支援サービスには次のようなものがあります。

- 日中の活動を支援するもの
 - 外出の際の補助、就労の支援、身体機能や生活の訓練等
- 自宅を訪問して生活を支援するもの
 - 入浴・移動等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等



- 施設に一時滞在や入所し、居住するもの
 - 家族の都合による短期入所や入所施設での生活等
- 共同生活を行う住居での生活を支援するもの
 - 共同住居での生活介護や支援、相談等

相談支援について

Q 障がいに関することで、困ったことや悩みごとがある場合はどうすればよいですか？

A 町では、障がいのある方の日常生活や社会生活を営む上でのいろいろな問題について、相談に応じ、助言を行っています。また、福祉課の窓口のほか、次の事業所に相談業務を委託しています。お困りのことや相談したいことがありましたら、お気軽にご利用ください。

● はあとほーとくらげ丘
(敦賀市桜ヶ丘町8-8)

☎ 24-48848

● コミュニティーネットワーク
はくく

(若狭町下タ中11-27-1)

☎ 0770-62-2550



！ 今回、紹介した福祉サービスの利用にあたっては、それぞれに町への申請や利用手続きが必要となります。

各サービスの詳細については、町福祉課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先

町福祉課(担当:吉田/上光)

☎ 32-6704

来月号では、「高齢者福祉」についてお知らせします。

「障害者手帳」等の法令において使われている「害」については、本来は「礙」(碍は俗字)が使われていたが、常用漢字ではないことから同音・同義の「害」が使われています。

しかしながら、町の第四次総合振興計画を策定する際に、町民の方から、「この文字は障がいをお持ちの方を表すのに適切ではない。」とのご意見をいただき、町においても協議した結果、法令等に定められたもの以外は、できるだけ、**ひらがな**で表記するようにしています。



↑ 鷺谷教授の基調講演(演題「全国の自然再生と三方五湖」)

三方五湖の魅力为全国に発信

三方五湖自然再生 フォーラム が開催



↑ 全国自然再生リレー発表で、「山の子ふれあい振興社」の取り組みについて発表する新庄小学校児童

8 月25日と26日に、福井県立三方青年の家(若狭町鳥浜)で三方五湖自然再生フォーラムが開催されました。

このフォーラムは、昨年5月に三方五湖の自然再生を目指し設立された「三方五湖自然再生協議会」が、全国に三方五湖の魅力を発信し、三方五湖及び県内の自然再生活動を活性化するために開催したものです。

フォーラム1日目は、同協議会会長の鷺谷いづみ教授(東京大学大学院農学生命科学研究科)による基調講演をはじめ、全国自然再生リレー発表やポスターセッション

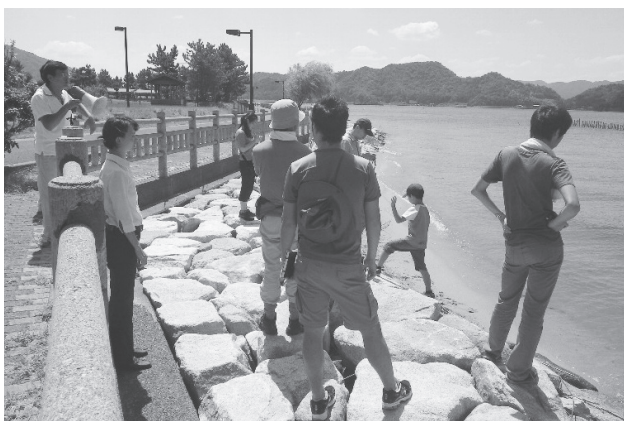


↑ 1日目の休憩時には、久々子湖のしじみを使ったコロッケやピザ等が振る舞われ、参加者の好評を得ました。

ン等が行われ、参加者は全国の自然再生への取り組み等について、真剣な表情で聞き入っていました。

2日目には野外見学を実施。3グループに分かれた参加者は、美浜・若狭町内の有機農業水田や水田魚道、シジミ浜再生現場、また今年7月にラムサール条約に登録された中池見湿地(敦賀市)を見学し、五湖や五湖を取り巻く環境の現状・課題等について、認識を深めていました。

※お問い合わせ先
町住民環境課(担当・田村)
☎ 32-6703



↑ 久々子湖のシジミ浜再生現場を見学する参加者(野外見学)

～湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生～



三方五湖自然再生協議会

美浜発電所の状況



今回の報告では、8月18日から9月14日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

第176回町原子力環境安全監視委員会を開催

8月22日に、町役場で第176回町原子力環境安全監視委員会を開催しました。

今回の委員会では、関西電力(株)から美浜発電所の安全対策や津波堆積物調査の実施状況、また、若狭湾周辺における活断層の運動性評価の状況等について説明を求めました。

関西電力(株)から説明を受けた委員からは、

問1 福島第一発電所を襲ったような地震・津波が発生した場合、美浜発電所の安全は確保されるのか。また、それに対応できる体制は整っているのか。

問2 過酷な状況を想定した訓練とは、どのようなものか。また、瓦礫で構内道路が塞がれる場合を想定した訓練も行っのか。

問3 安全対策には上限がない。防潮堤を整備しても、それを越える津波が襲来することも考えられるので、津波対策に万全を期してほしい。福島第一発電所では、所員の事故対応にも問題があったようなので、福島第一発電所事故の報告書も踏まえた対応をいただきたい。

問4 仮に、若狭湾周辺に存在する複

数の断層が同時に動く地震が起こっても、美浜発電所は大丈夫なのか。どんな地震が起こっても、発電所を守るように、安全対策に万全を期してほしい。

等の意見が出されました。

これらの意見を受け、関西電力(株)は、

答1 ストレステストにより、地震・津波ともに、安全上、十分な裕度があることを確認している。体制については、休日や夜間等の人員が手薄となる時間帯でも、すぐに対応できるように当直者を増員した。社員寮も発電所に近いため、迅速な対応がとれると考えている。

答2 これまでは、降雪時や夜間・休日等の人が集まりにくい状況での訓練を実施している。瓦礫撤去訓練については、実際に道路に瓦礫をばら撒くことは難しいが、空き地を利用して重機による瓦礫撤去訓練を実施していく。

答3 防潮堤を越える津波に備え、安全上重要な設備・機器が浸水しないよう各所に水密扉を設置した。また、昨日には、蒸気発生器へ給水するための設備として、既に配備した消防ポンプに加えて給水能力の大きい中圧ポンプを配備した。今後も、順次、マニュアルに反映した上で訓練を実施し、必要があれば改善してい

くこととしている。また、現在公表されている4つ(政府・国会・民間・東電)の報告書の課題を抽出して対応を検討している。

答4 当社は、世界一安全な原子力発電所を目指しており、きちんと想定をして段階的、継続的に安全性を高めていくことが重要だと考えている。現在、国において若狭湾周辺で考慮すべき地震や、どのような津波を考慮すべきかという基準が審議されている。当社では、それらの結果を踏まえ、必要に応じ安全対策の強化を行い、ソフト面でも安全に終わりはしないとの姿勢で進めていく。その際には、皆様にしっかりと説明していきたい。

と説明しました。
本委員会では、今後も福島第一発電所事故で得られた知見が美浜発電所において適切に反映されるかを確認していきます。



↑美浜発電所の安全対策等について説明を受ける監視委員

美浜1号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日)

美浜2号機

第27回定期検査中

(平成23年12月18日)

美浜3号機

第25回定期検査中

(平成23年5月14日)